

今や世界中がネットワークでつながっている。通信規格が「4G」から「5G」、さらにその先へと進化していくと、ネットワークでつながる対象も加速度的に増えていくことになる。そんな時代に不可欠なのはなんといっても規格である。規格と特許の関係にまつわる問題については、本誌でも主に世界の判例を紹介する形で取り上げてきた。今回は標準必須特許（SEP）問題に長年携わってきた4人を迎え、SEPをめぐる国内外の動向や課題について語り合っていた。

## 日本のSEP観

藤野仁三氏（以下、**藤野**）：日本の標準がらみの特許問題（SEP問題）が一般に注目を集めるきっかけとなったのは2011年のアップル・サムスン事件（表1参照）だと思いますが、当時この問題がグローバルに展開することを予想されていたかどうかなど、皆さんに伺っていきましょう。

その前に、二又さんは当時を振り返ってみていかがですか。

二又俊文氏（以下、**二又**）：私自身は、経産省の基準認証政策課が2013年に主催した「SEP研究会」の創設に参加していました。今からほぼ10年前のことです。

2013年はSEP関連の出来事が多発した年で、アップル・サムスンの7年戦争などに大きな関心が寄せられ、日本経済新聞にも「SEP（標準必須特許）」という言葉が初めて登場した年です。一つの大きな節目の年で、SEP問題への関心がSEP研究会とい

う形で経産省をスタートラインに立たせたのだと思います。

当時、SEP研究会では筑波にある産業技術総合研究所（産総研）に行つて2日間泊まりがけで議論をしまし

た。本日は、それからの10年間でどう変わってきているのか、何が変わっていないのか、これから先どうなるのかという議論ができれば素晴らしいと思っています。

## 座談会出席者

ふじの じんぞう  
**藤野 仁三氏**

日本企業・米大手法律事務所、東京理科大学専門職大学院教授を経て、藤野IPマネジメント代表。平成30年度知財功労賞。

ふたまた としふみ  
**二又 俊文氏**

東京大学未来ビジョン研究センター客員研究員。SEP研究会座長。ドイツ、シンガポール駐在後、日本企業の知財交渉責任者を経て、欧州知財管理会社の日本法人社長。英国IAM IP Strategist 300。

まつなが しょうご  
**松永 章吾氏**

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所パートナー弁護士。経済産業省令和3年度標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会委員、特許庁標準必須特許と消尽に関する調査研究有識者委員。

いけだ つよし  
**池田 毅氏**

池田・染谷法律事務所代表弁護士、ニューヨーク州弁護士、カリフォルニア州弁護士。公正取引委員会でクアルコムに対する審査を担当。

（発言順）



藤野 仁三 氏



二又 俊文 氏

藤野：松永さんにお伺いしますが、**松永**：その産総研合宿は、電機業界の人たちが彼らの経験を自動車業界に情報共有する場だったんです。自動車は完成品の単価がハンドセット(携帯電話端末、スマートフォン等)よりも高額で、販売台数も多いので、いずれ自動車完成品メーカーが主要なSEPライセンスの当事者になるということを電機業界の特許関係者は予見していたんだと思います。

藤野：池田さんは独禁法の専門家として当時SEP問題をどのように見ておられたのでしょうか。

池田毅氏 (以下、**池田**)：ここまで2010年代のお話がありました、む

しろ私は日本企業がSEP問題に本気で危機感を持ったのは、多分2000年代だけなんだろうなと思っています。当時、クアルコムはものすごいロイヤルティー率、それは「アップル対サムスン事件」の大合議判決からは到底認められないような高い料率を主張して

いたわけですが、それを防ぐ手だてがありませんでした。特許の世界の方々は、強制実施権を使うべきだと真面目に主張されていましたし、明確な根拠はないものの独禁法で何とかしろという声もありました。

したがって、日本企業にとってSEPが最も大変だったのは、アップル事件の大合議判決(2014年)の前の時代なんだろうなという気がします。日本企業は自分たちで訴訟を起こして解決するという発想は基本的にありませんので、お上に何かやってくれないかと訴えつつ、何とか無事に嵐が過ぎ去ってほしいと願っているような状況が10年ぐらい続いていました。

「アップル対サムスン事件」の大合議判決は、いわば欧米の判決を踏まえて集大成したもので、通信・電機業界の問題はある程度整理されました。独

表1 アップル・サムスン事件

年	国/地域	判断主体	結論
2012年	 韓国	ソウル中央地方法院	FRAND宣言は差止請求権の放棄に当たらずSEP保有者は差止請求できる。
2013年	 米国	国際貿易委員会(ITC)	FRAND宣言にかかわらず関税法337条下での排除命令を求めることができる。
2014年	 日本	知的財産高等裁判所	FRAND宣言したSEPに基づいて差止請求を提起することは権利濫用となる。
2014年	 EU	EC委員会	SEPに基づく差止請求権の行使が競争法違反となるかどうかについての当局の調査は、サムスンが提出した誓約書により終了した。

禁法を含む専門家は、このころから「この問題は次に自動車業界に来るから気を付けて」という警鐘を鳴らしていました。一方で、自動車業界は「嵐はこっちに来るな。政府が何とかしろ」ということであらがっていたのがこの直近の10年間になるのかなと思います。

**藤野**：アップルとサムスンが争っていた当時、私にテレビやラジオから取材があり、何度か放送局のスタジオにも行きました。今思い返しますと、一般家庭向けのメディアであの問題が取り上げられたことで、一過性のスクランダラスなニュースと受け止められ、産業界を揺るがすような根の深い国の問題であるとの認識を欠いたような気がします。

**二又**：その議論は大事なポイントだと思います。2007年のiPhoneに続いてAndroidのスマホが登場し、普段持っている携帯がスマホに怒濤のごとく変わって、新たなプレーヤーとサービスが続々と誕生しました。表面的なところばかりに目がいって、SEP問題の根本的なところの議論が実は忘れ去られたようですね。

**藤野**：池田さんは2000年代に公正取引委員会でクアルコムの事件を担当されたと同っていますが、クアルコムのSEP戦略を説明していただけますか。

**池田**：クアルコムは多数のSEPを保有するとともに通信に用いられるチップの製造販売においても、多くの機器



松永 章吾 氏

メーカーが同社のチップを必要としているという点で稀有な存在です。

クアルコムは、チップを購入したとしても通信規格のSEPが消尽しないとしたうえで、同社のSEPのライセンスを受けていない者にはチップを販売しない「ノーライセンス・ノーチップ」というポリシーを採用していました。このポリシーにより、クアルコムはライセンスとチップの両方から莫大な利益を得て、それをさらに研究開発に投じることにより優位性を強化するというビジネスモデルを構築することができました。

このようなビジネスモデルが競争をゆがめているのではないかと、各国の競争当局が独禁法のチャレンジを試みました。とはいえ、クアルコムのビジネスモデルは先例がなく、容易に当てはめられる独禁法の法理論があり



池田 毅 氏

ませんでしたので、例えば日本の公正取引委員会は、私が同委員会での任期を終えて事件審査から離れた2年後の2009年に、ビジネスモデルを正面から問題にするのではなく、非係争（NAP）条項というからめ手からの排除措置命令を発出しました。しかしながら、公取委は10年以上の審判手続きを経たうえで、クアルコム勝訴の審決（いわゆる白審決）を下すに至っています。

### 世界のSEP観の現状

**藤野**：世界に目を向けてみると、恐らくSEP問題で最も徹底的に争われているのはドイツだと思うんですけども、松永さんから状況を説明していただけませんか。

**松永**：2014年に欧州委員会がライセンスを受ける意思のある実施者に対する差止めは支配的地位の濫用（TFEU

102条)に当たるとの判断を示した後、2015年の「ファーウェイ対ZTE事件」欧州司法裁判所判決は、ライセンスを受ける意思の有無を判断するための交渉のフレームワークを示しました。もっとも、このフレームワークは2009年の「オレンジブックスタンダード事件」ドイツ最高裁判決が、実施者に無条件に拘束的ライセンスを受けることを要求していたことなどと比べると実施者に有利なフレームワークであると言われていました。

しかし、その状況は2020年に言い渡された「シスベル対ハイアール事件」ドイツ最高裁判決によって大きく変わります。この判決は、標準技術の普及を妨げているのは実施者のホールドアウト<sup>\*</sup>、すなわち遅延戦術を取ってライセンス契約の締結を免れようとする行為であると明言し、被告の交渉態度を厳しく判断して差止めを認めています。ホールドアウトに厳しい目を向ける傾向は同じ年の「Unwired Planet対ファーウェイ事件」英国最高裁判決

や2022年の「フィリップス対Wiko事件」オランダ最高裁判決でも踏襲されています。

シスベル事件ドイツ最判が言い渡されると、日本でも報道された一連の「ノキア対ダイムラー事件」判決など、せきを切ったように下級審でSEPに基づく差止判決のラッシュが起きました。

ドイツの裁判所はFRAND<sup>\*</sup>のロイヤルティーの算定をしません。したがって、ライセンスを受ける意思の有無は、もっぱら外形的な交渉態度で判断されます。さらに、この2年ほどは、権利者が比較可能なライセンス契約を多く締結してライセンス実績を積み上げれば積み上げるほど、実施者の交渉の余地がなくなるような判断がなされており、ドイツにおけるSEP保有者の保護は加速している印象があります。

**二又**：2015年あたりから非常に多くの判例が積み重ねられています。この前、慶応義塾大学のシンポジウムでドイツのZigann判事<sup>\*</sup>がドイツだけでもSEP判決数はこの10年で53件だと

言っていました。翻って、わが国では2014年の大合議判決を含め数件しかありません。このような状況をどう解釈すべきか悩ましい問題ですが、松永さんいかがですか。米国での状況についても触れてください。

**松永**：今年3月にドイツのミュンヘンで開催されたIPB Europeのセッションで、パネリストが「日本の裁判所で権利行使だって？ 冗談だろ？」と発言し、聴衆からどっと笑いが起きたのを見て悲しい気持ちになりましたが、日本企業を含め、SEP保有者のJapan passingの状況はかなり厳しいものがあります。私は、日本はライセンスを受ける意思の判断について信頼される裁判管轄になり得ると思っているのですが。

米国は2006年のeBay事件連邦最高裁判決以来、SEPに基づく差止判決の言い渡しはないものの、2010年代からロイヤルティー算定を行う裁判管轄として発展してきました。2020年代の傾向として、陪審員裁判において

---

#### ホールドアウト

SEPについては差止めが認められないだろうと見込んだ実施者が、ライセンス交渉を拒否したり、遅延したりするなど、誠実に交渉に臨まないこと。

#### FRAND

公正、合理的かつ非差別的な(Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory)ライセンス条件のこと。SEPに係る権利者は標準化団体に対して、当該SEPをFRAND条件でライセンスする旨を申し出ている(FRAND宣言)。

#### Zigann判事

Dr. Matthias Zigann。欧州統一特許裁判所(UPC)ミュンヘン支部判事、ドイツ・ミュンヘン高等裁判所第38民事部(知的財産)部総括判事。

ホールドアウトは厳しく見られがちであり、なかには原告が請求した料率よりも高い損害賠償額が認定され、確定した判決もあります。

**二又**：欧州は、ドイツ法もそうですが、どちらかというとならTFEU101条、102条下において差止めを認めるか否かの問題で、「Unwilling〈アンウィリング（ライセンス取得に前向きでない）〉」の要件論が前面に出ていますね。

**松永**：欧州連合加盟国のほか、法的な根拠は違えども、英国やインド、日本もその点は同じです。

**池田**：この20年ぐらいのスパンでいうと、SEP実務に最も大きなインパクトをもたらしたのは「ファウエイ対ZTE事件」であると思っています。eBay判決により差止めに制限がある米国と異なり、欧州各国においてはSEPに基づく差止めで事業が止まるホールドアップ\*の懸念は、「ファウエイ対ZTE事件」判決によりある程度回避されました。

ところが、この後ライセンスを受ける意思（Willingness）について厳しい判決が出ているわけですが、その背景としては、実施者側とすれば、「どうせ差止めはできないんだから、払えって言われたら払ったらいいで

しょ」という対応になっているのかもしれない。すなわち、もう差止めという最悪の事態は回避されているんだから、実施者としてはSEPライセンスの交渉を主導する意欲があまり湧かないのではないかと推察します。

ただ、最大のSEPホルダーの一社であるクアルコムですら多数の実施者を差止めたことはないように思いますが、そもそも差止めの威嚇でホールドアップが起きたとされたのは第3世代規格（3G）と第4世代規格（4G）の最初ぐらいで、ずっと継続している現象ではありません。

差止めに基づくホールドアップがなければSEPは気にしなくてもよいかといえば、そうではないと思います。例えば第2世代規格（2G）のころはある程度特許が偏在していて、モトローラとか一部の特許権者だけが特許を占有しており、彼らの間では多くがクロスライセンスで解決されるし、技術もある程度自分たちがコントロールできるという事業の優位性がすごくあったと思うんですね。今でもそれと同じ状況にあるはずなのに、差止請求権は回避されているから、ほかの人が払っているのと同じくらい払えばいいんじゃないかと日本企業は考えているん

じゃないかなと思うんですね。

でも、自分たちが盾にするSEPがないなかで日本企業が払う一方になってしまい、技術的にも完全に主導権を、米国だけならともかく中国企業とかに譲り渡しているのに、その危機感がたぶん「ファウエイ対ZTE事件」前と比べるとなくなっているというのが今の一番の問題なんじゃないかなと思います。

**藤野**：日本ではSEP判例がほとんどないわけですが、欧州の場合、当事者というのは大企業ばかりなんですか。要するに経済力のある、資力のあるところだけが裁判で争っているといえるんじゃないでしょうか。

**松永**：やはり通常の特許と違い、大手対大手が多いですね。SEPホルダーは巨額の開発投資をしていますから、特許を譲り受けて権利行使するNPEを除けば、中小企業はまずいないですね。

**二又**：SEPの歴史を振り返れば、初期のSEP訴訟は、クアルコム対通信大手端末メーカー、モトローラ対マイクロソフト、アップル対サムソンのケースのように、大手事業者同士の争いという色合いが強かったと思います。ところが巨大レガシー企業が次々に脱落し、アップルのような新たなブ

#### ホールドアップ

規格の普及により権利侵害の回避が事実上困難になると、ライセンスに応じないという選択肢がなくなる。そうした状況を利用して、権利者が不当な条件を提示して交渉すること。

レーヤーが取って代わるようになると、その過程でSEPはNPEにも譲渡され、特に米国を中心にNPE訴訟が増大しました。2012年から2015年がピーク年といわれています（Clarivate NPE Report 2024）。

2018年から2023年にはNPE訴訟は4割以上減少しましたが、自動車メーカーを対象とした訴訟は残っています。  
**松永**：そうですね。日産に差止訴訟を提起したロングフォーンなんていうのも小さい。アバシのメンバーを見る

と結構小さいNPEがいるんです。彼らは他社から特許権を譲り受けて行使しているだけなので、そういうNPEは確かに例外としてはありますね。  
**池田**：米国で喫茶店か何かを訴えた事件がありましたね。

**表2 SEP問題の動向**

年	国／地域	判断主体	事件名	内容・結果
<b>2000年代</b>				
2007年	 EU	EC委員会	クアルコムに対する競争法違反の調査開始	日米欧6社（NEC、パナソニックモバイル、ノキア、エリクソン、TI、ブロードコム）が対クアルコムの調査発動請求。
2009年	 日本	公正取引委員会	クアルコムに対する排除措置命令	クアルコムと国内メーカー18社との間の契約が不当に取引先を制限するとして排除命令を出した。しかし、公取委の審決（2019年3月）によりこの命令は取り消された。
2009年	 ドイツ	連邦最高裁	オレンジブックスタンダード事件	SEPの権利行使に対して、市場の支配的地位の濫用に基づく抗弁が認められるための要件を明示。
<b>2010～2020年代</b>				
2011年	世界10カ国		アップル対サムスン事件	和解により2015年に米国を除き訴訟取り下げ。
2015年	 EU	欧州司法裁判所	ファーウェイ対ZTE事件	SEP保有者の差止請求の適否を判断するための、ライセンス交渉当事者にとっての具体的指針を示した。
2015年	 インド	デリー高等裁判所	エリクソン対Intex事件	FRAND宣言されたSEPの実施料算定にあたり、チップセットではなく最終製品価格を基礎として裁判所が実施料率を定めた。
2018年	 中国	北京市高級人民法院	ソニーモバイル対西電捷通事件	標準化作業に関与したSEP保有者による侵害訴訟で被告のFRAND抗弁が認められず、侵害が認定された。
2020年	 ドイツ	連邦最高裁判所	シスベル対ハイアール事件	ファーウェイ対ZTE事件判決の指針に基づき、FRAND交渉における実施者側が守るべき厳格な基準を示した。
2020年	 英国	最高裁判所	Unwired Planet対ファーウェイ事件	FRAND宣言したSEPを含むグローバルライセンスについて、英国裁判所が英国SEPの侵害差止めを発令する管轄権とFRANDロイヤルティーを裁定する権限をもつことを確認した。
2023年	 米国	第5巡回区控訴裁判所	コンチネンタル対アバシ事件	自動車メーカー向けのSEPライセンスを部品メーカーが受けられないのは反トラスト法に違反するとする控訴が、原告適格の不存在を理由に退けられた。

**二又**：2013年のInnovatio対CISCOなど（米国）の事件ですね。

**池田**：確か、Wi-Fi装置を置いているところが訴えられました。スターバックスもその一人でした。

**松永**：確かに、NPEの動きは予測が難しい。彼らは和解金を早く回収できればよくて、それ以外のことはどうでもいいからです。まともな事業会社のように、後々ライセンスのトレーシングが困難になるようなライセンスはしないなどということはありません。投資家のプレッシャーも大きいですね。

**二又**：日本でよくある誤解は、SEPの交渉はNPEとの交渉だけだという単純な結び付けです。SEPはビジネス戦争を制する強力なツールですので、それ以外の闘いもあることを知っておく必要があります。SEPイコールNPEでやるとパテントトロール論に問題が矮小化されてしまいます。

**松永**：おっしゃるとおり日本の企業が見ているのは特許を譲り受けたり、専用実施権の設定を受けたりしているトロールのようなNPEの権利行使が主流なんですよ。他方、ノキアやエリクソンなどは、今や金額ではファウエイに遠く及ばなくなってしまいましたけれど、売り上げの多くを開発に再投資して標準技術の発展に貢献するとともに、戦略的に自社の特許ポートフォリオを強化しているわけです。ファウエイにいたっては、技術開発投資だけで3兆円を超えていて、ものすごく勢いがあります。

日本国内では、そのような企業の戦略が理解されていないので、標準化活動やSEPの権利行使の本質が見えてこないのかもしれませんが。

**二又**：日本で見える景色っていうと、例えばスマートメーターをめぐる事件やWi-Fiをめぐる事件などの小さい話

が多く、裁判例は一切出てこない。だから、非常に偏った絵しか見えてこないのでしょうね。

**池田**：そういうスマートメーターの話にしても、次はどこがターゲットになるか、という「ホラーストーリー」ばかりが話されている気がします。

**松永**：怖い、悪い、ひどいやつらが来るっていう。

**池田**：結局のところ、日本の企業の多くにとっては、SEPの問題は、例えば地震みたいな災害が来たとか、あるいは北朝鮮からミサイルが飛んできたなどの話しと同列になってしまっている気がします。

**二又**：だから、どうしても短期的な話になる。巨大な地震が来たよ、で終わり。次に何も無い。

**松永**：これが企業戦略だとか国家戦略、安全保障にも関わるという視点は多分ないのでしょう。

**二又**：だから、例えばスマートメーターのときでも、問題の本質はデータ問題、セキュリティー問題なんです。実施する人はお金で、しかもできるだけ安いレートで解決したら終わりだと思っている。しかし問題の本質はもっと根深いところにあり、ナショナルセキュリティーの問題が絡むなどという話題には全然ならない。もう困ったものです。

座談会の続きは次号で紹介いたします。

